

第 18 号議案

第 5 次亀岡市総合計画基本計画を定めることについて

第 5 次亀岡市総合計画基本構想を実現するために取り組むべき施策を体系的・総合的に示すため、第 5 次亀岡市総合計画基本計画を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 22 年亀岡市条例第 17 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

第5次亀岡市総合計画基本計画の概要

1 計画の構成

第5次亀岡市総合計画基本計画は、基本構想における施策の基本方針〔施策の大綱〕に従い、8つの章から構成すること。また、分野別の基本計画ごとに取り組むべき施策の方向性を節により区分すること。

2 計画の期間

令和3（2021）年度を初年度として、必要に応じて見直しを行いつつ、令和12（2030）年度を目標とすること。

3 施策分野別基本計画

施策分野別基本計画を次のとおりとすること。

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

第1節 人権尊重・平和

第2節 男女共同参画

第3節 コミュニティ・市民協働・移住定住

第4節 国際交流・多文化共生

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1節 セーフコミュニティ

第2節 防災・消防・危機管理

第3節 交通安全・防犯

第4節 市民生活

第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり

第1節 子育て支援

第2節 高齢者福祉

第3節 障がい福祉

第4節 地域福祉

第5節 健康づくり・医療・感染症対策

第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

- 第1節 就学前教育・学校教育
- 第2節 生涯学習・社会教育
- 第3節 スポーツ
- 第4節 文化芸術・歴史文化
- 第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり
 - 第1節 地球環境・自然環境
 - 第2節 資源循環・廃棄物処理
 - 第3節 公園・緑地
- 第6章 活力あるにぎわいのまちづくり
 - 第1節 商業
 - 第2節 工業
 - 第3節 観光
 - 第4節 農業
 - 第5節 林業
 - 第6節 労働
- 第7章 快適な生活を支えるまちづくり
 - 第1節 道路
 - 第2節 公共交通
 - 第3節 河川
 - 第4節 水道・下水道
 - 第5節 都市計画・都市整備・住環境
 - 第6節 火葬場
 - 第7節 情報・通信
- 第8章 効率的で持続可能な行財政運営
 - 第1節 行政運営
 - 第2節 財政運営
 - 第3節 広域連携

4 計画の進行管理

基本計画の進行管理は、事務事業評価など施策評価を実施することにより、中期的には成果、短期的には事業の実施量を中心に把握・検証し、その結果の公表等を通じて、情報を市民と共有し

ながら行うこと。